



茨城労働局発表
平成29年9月1日（金）

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室		
	室長	熊岡 秀織	
	室長補佐	斉藤 弘行	
	電話	029-224-6216	

茨城県最低賃金が改正されます

10月1日から時間額796円（25円引上げ）へ

茨城県最低賃金の改正については、本年7月6日、茨城労働局長（西井 裕樹）から茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志）に諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月7日、現行の最低賃金の時間額771円を25円引上げて（引上率3.24%）、796円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、茨城県最低賃金額を796円と決定し、9月1日官報公示を行いました。これにより、最低賃金法第14条第2項の規定に基づき公示の日から起算して30日を経過した日である10月1日（日）から効力が生じることとなります。

茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとしています。

また、事業場内の最低賃金の引上げに関連する各種助成金や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（※）。

※支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294